

議案第 99 号

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 17 日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立認定こども園に係る保育料に関する規定を変更し、給食費の額を改定するとともに、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例

世田谷区立認定こども園保育料条例（平成27年12月世田谷区条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第3条第1項及び第3項を削り、同条第2項中「別表に」を「第3条に」とし、同項を同条とする。

第4条を削る。

第5条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「委員会」を「世田谷区教育委員会（以下「委員会」という。）」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「支給認定子ども（特定教育・保育のうち教育又は特別利用教育を受ける者に限る。）」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者又は扶養義務者は、」を「教育・保育給付認定子どもの保護者又は扶養義務者は、世帯の所得の状況その他の事情に応じた」に改め、同条第2項中「1人あたり月額4,700円」を「特定教育・保育のうち教育に係るもの及び特別利用教育に係るものについては別表第1に、保育に係るもの及び特別利用保育に係るものについては区保育料条例第5条の2第2項に定めるとおり」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（多子世帯の給食費）

第6条 前条第2項の規定にかかわらず、教育・保育給付認定子どもの属する世帯が規則で定める多子世帯である場合の給食費の額は、規則で定めるところによる。

第7条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第2」に改める。

第8条の見出し中「保育料、延長保育料又は預かり保育料」を「保育料等」に改め、同条中「、延長保育料又は預かり保育料」を「の額を決定し、又は延長保育料、給食費若しくは預かり保育料（以下「延長保育料等」という。）」に、「又は変更」を「若しくは変更」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第9条の見出し中「保育料等の」を削り、同条中「保育料、延長保育料、給食費又は預かり保育料（以下「保育料等」という。）」を「延長保育料等」に改める。

第10条第1項中「保育料、」を削る。

第11条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「保育料等」を「延長保育料等」に改める。

第12条の見出し中「保育料等の」を削り、同条中「保育料等」を「延長保育料等」に改める。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第5条関係）

世帯の階層区分		給食費の月額 (1人につき)
階層	定義	
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯	0円
第2階層	第1階層を除き、所得割課税額が0円の世帯（均等割のみ課税世帯を含む。）	1,900円
第3階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円以下である世帯	1,900円
第4階層	第1階層を除き、所得割課税額が77,100円を超える世帯	4,700円

備考

- この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 所得割課税額 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）の額（規則で定める法令の規定を適用しないで計算した額とする。）をいう。
 - 均等割 地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割（同法の規定による特別区民税に係るものを含む。）をいう。
- 教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第4階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 4月から8月までの月分の給食費の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の給食費の額にあつては当該年度分の所得

割課税額を基に決定するものとする。

4 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母又は父となり、かつ、現に婚姻をしていない者であって、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫に該当しないものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。

5 当該年（4月から8月までにあっては、前年）の1月1日現在において区外に住所を有していた者のうち、世田谷区特別区税条例（昭和39年12月世田谷区条例第74号）第18条第1項に規定する税率と異なる税率の市町村に住所を有していたものの所得割課税額は、規則で定めるところによる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の世田谷区立認定こども園保育料条例の規定は、令和元年10月以後の月分の保育料（第1条に規定する保育料をいう。以下同じ。）、延長保育料（同条に規定する延長保育料をいう。以下同じ。）及び給食費について適用し、同月前の月分の保育料、延長保育料及び給食費については、なお従前の例による。